

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 18 年 1 月 13 日～2 月 13 日(トウモロコシ1件、ワタ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 1 月 13 日（金）～2 月 13 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	1通
整理した意見数	1件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成18年1月13日～2月13日(トウモロコシ1件、ワタ1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について 最近薬物の分子作用機序を網羅的に解析する手法を開発したが、本手法は遺伝子組換え食品の安全性を評価するために不可欠であり、この手法で我々に解析を行わせて欲しい。	カルタヘナ法は、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を未然に防止するために必要な措置を講ずることを定めた法律です。今回、カルタヘナ法に基づき承認申請があった2件の遺伝子組換え農作物について、使用の内容や方法を定めた第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生じるおそれはない判断されたことから、これら遺伝子組換え農作物の第一種使用規程を承認することについて、広く意見・情報の募集を行ったところです。 いただいた御意見にある遺伝子組換え食品の食品としての安全性の確保のための評価や規制等は、食品衛生法に基づいています。なお、これらの2件については、すでに食品衛生法に基づき食品としての安全性が確認されています。	1